

瑞宝中綬章

みむらてのり
三村晃功さん

(75・成羽町下原出身)



津山高校と高梁高校で約10年間
教壇に立ち、花園大教授を経て、
平成2年から京都光華女子大文学
部長などを務め、平成15年から4
年にわたって学長として女子教育
の発展に貢献しました。

また、中世和歌の領域で、武士
が和歌を詠む際の類題集を研究
し、代表的な手引書とされた明題
和歌全集より、題林愚抄だいりんぐしやうの方が古
い完成であることを発見し、文学
史を書き改めました。

三村さんは、「功労が認められ
喜ばしい。また、郷里の人々が歡
喜してくれたことも忘れ得ない」
と話しました。

臨時給付金対策室からのお知らせ

早めの申請をお願いします

臨時福祉給付金(高齢者向け)



カクニンジャ

臨時福祉給付金(高齢者向け)の
申請を、5月2日から受け付けて
います。支給対象となる可能性の
ある人へ申請書を送付していま
すので、まだ申請をしていない人
は、早めの申請をお願いします。

◆支給額：対象者1人につき3万円
◆申請方法：郵送か、窓口で申請
してください。郵送の場合は、専
用の返信用封筒を使用してくださ
い。

◆支給対象者

平成27年度臨時福
祉給付金の支給対象者のうち、平
成28年度中に65歳以上になる人
※基準日(平成27年1月1日)に市
の住民基本台帳に登録されている
人で、平成27年度分の市民税が課
税されていない人。ただし、課税
者に扶養されている人、生活保護
受給者は対象外です。

◆申請期間

8月2日(火)まで

◆申請書受付窓口

臨時福祉給付
金専用受付窓口(市役所1階市民
ホール)、各地域局、各地域市民
センター

◆受付時間

午前8時30分～午後
5時(土・日曜日、祝日を除く)

臨時給付金対策室(福祉課内) ☎(21)0266 / 制度に関する問い合
わせ：厚生労働省・給付金専用ダイヤル ☎0570・037・192
ホームページ：<http://www.2kyufu.jp/>

上下水道課からのお知らせ

水道事業の現状と今後について

水道経営審議会

水道事業の運営について調査・
審議する水道経営審議会は、学識
経験者と水道使用者から選ばれた
15人の委員で構成されています。
5月2日に開催された第9回審
議会では、「水道事業の健全な運
営について」と題して、水道料金
のあり方を含めた今後の水道事業
の経営について、市長から諮問さ
れました。

市には、市街地を中心とした地
域にある上水道と、その他の地域
に点在する簡易水道の2種類の水
道があり、これらの水道事業の統
合と独立採算による健全経営が、
大きな課題となっています。

水道経営審議会では、これら諮
問事項について審議し、答申を行
います。また、これまでの審議会
の議事録は、市のホームページで
閲覧できます。

上下水道課 ☎(21)0242

医療連携課からのお知らせ

保険料・被保険者証について

後期高齢者医療制度

8月1日から有効となる被保険者証と
平成28年度保険料決定通知・納入通知書
を7月中旬に郵送します。また、現金で納
めている人には、納付書も併せて郵送しま
す。

◆保険料の納付方法

保険料の納付方法は、年金からの天引き
(特別徴収)になります。

ただし、特別徴収の事由に該当しない人
や、年度の途中で後期高齢者医療制度へ加
入した人、他の市町村から転入した人は、
納付書や口座振替(普通徴収)による納付
となります。

◆口座振替をご利用ください

納付書で納付している人は、便利な口座
振替をご利用ください。

手続きは、市指定金融機関などに備えて
ある「市税等口座振替依頼書」を金融機関
へお届けください。なお、金融機関の受付
日から手続き完了までに、1カ月程度かか
る場合があります。

◆被保険者証の更新について

現在、お持ちの後期高齢者医療被保
険者証の有効期限は、7月31日(日)までで
す。7月中旬に、新しい被保険者証をお
届けしますので、8月以降に医療機関な
どで受診するときは、新しい被保険者証
を窓口で提示してください。

医療機関を受診したとき、窓口で1
割または3割の自己負担をお願いします。
また、この一部負担金の割合は、前年の
所得等により、毎年見直しを行っていま
す。新しい被保険者証では、負担割合が
変更されていることがあります。

◆保険料率の変更について

平成28年度から後期高齢者医療制度
の保険料率に変更になりました。保険料
率は、2年ごとに見直しが行われ、県内
均一になっており、「岡山県後期高齢者
医療広域連合後期高齢者医療に関する
条例」で定められています。

◆保険料の決まり方について

保険料は、被保険者全員が負担する「均
等割額」と被保険者の所得に応じて負担
する「所得割額」の合計額になります。
※所得の低い人は、世帯の所得水準に応
じて均等割額が軽減されます。

◆保険料の決まり方

$$\text{1人あたりの年間保険料額 (限度額 57万円)} = \text{均等割額 (4万9200円)} + \text{所得割額 (所得-33万円) × 所得割率 (9.87\%)}$$

※1人当たりの保険料は、100円未満を切り捨てます。

◆変更の内容

	平成 26・27年度	平成 28・29年度
均等割額	4万6300円	4万9200円
所得割率	9.15%	9.87%
保険料の限度額	57万円	57万円

◆一部負担金の割合

医療機関等の窓口で支払う一部負担金の割合は、所得区分に応じて決まります。

所得区分	判定基準	一部負担金割合
現役並み所得者	住民税の課税所得額(各種控除後)が145万円以上ある人や、その被保険者と同じ世帯にいる被保険者	3割
一般	現役並み所得者、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰのいずれにも該当しない人	1割
低所得者Ⅱ	世帯の全員が住民税非課税の人(低所得者Ⅰ以外の人)	
低所得者Ⅰ	世帯の全員が住民税非課税で、世帯全員の所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人および老齢福祉年金受給者	

医療連携課 ☎(21)0258